

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

防府市は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

山口県防府市長

公表日

令和8年10月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	<p>市町村は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ※申請・届出等は窓口、郵送及びマイナポータル・ぴったリサービス(サービス検索・電子申請機能)で受領する。</p> <p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に事務の一部を委任することが認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>
③システムの名称	<p>1. 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 2. 中間サーバー 3. コンビニ交付システム 4. マイナポータル・ぴったリサービス(サービス検索・電子申請機能) 5. 申請管理システム 6. 窓口支援システム 7. 既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。)(基本セット内) 8. EUCシステム(基本セット内) 9. 団体内統合宛名システム(基本セット内)</p> <p>※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル	

3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	<p>1. 番号法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) <p>2. 住基法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) 	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令(以下「命令」という。)第2条の表</p> <p>(命令第2条の表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項)</p> <p>(命令第2条の表における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	生活環境部市民課	
②所属長の役職名	市民課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 くらし安全課 電話番号 0835-25-2194	

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 市民課 電話番号 0835-25-2109
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	①本人確認の徹底 ・届出・申請等の窓口において、本人確認書類(身分証明書等)として写真付きの書類または複数点の書類の提示を求めている。 ・届出・申請内容と住民記録システムに入力された内容を複数人で確認し、対象者以外の情報の入手を防止している。 ②システム上の制御 ・住民票の記載等に係る住民基本台帳情報以外を登録できないようにシステム上で担保している。 ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力する場合、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止している。 ③アクセス制御 ・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施している。 ・認証後は利用機能の認可機能により、その職員がシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を施している。 ④監査証跡の記録 ・操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡(アクセスログ)を記録し、操作者がどの個人に対して何の処理を行ったかを追跡可能にしている。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年2月26日	I－1 ②事務の内容	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、総務省令により機構に対する事務の一部を委任する。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）（以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。）第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）により機構に事務の一部を委任することが認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令公布（平成26年11月20日総務省令第85号）によるもの。
平成28年2月26日	I－3 法令上の根拠	－	2. 住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号）に、第22条（転入届）を追記する。	事後	住民基本台帳法施行令第23条第2項の改正により、転出証明書に個人番号を記載することとなったため、その委任条文である住民基本台帳法第22条を追記するもの。
平成28年2月26日	I－5 ②所属長	湯面 由紀夫	市民課長 受田 幸雄	事後	所属長の異動
平成29年1月30日	I－1 ③システムの名称	1. 既存住民基本台帳システム（以下「既存住基システム」という。） 2. 住民基本台帳ネットワークシステム（※） 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステム内の市町村CS部分について記載する。	1. 既存住民基本台帳システム（以下「既存住基システム」という。） 2. 住民基本台帳ネットワークシステム（※） 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. コンビニ交付システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステム内の市町村CS部分について記載する。	事前	
平成30年3月30日	I－4 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項） （別表第二における情報照会の根拠） ：なし （住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない）	1. 番号法 ・第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85－2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項） （別表第二における情報照会の根拠） ：なし （住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない） 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号） ・第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3	事後	定期見直し及び法令の改正に係る修正（軽微な修正）
平成30年11月19日	I－5 ②所属長の役職名	市民課長 受田 幸雄	市民課長	事後	様式の変更により所属長の氏名を削除。
平成30年11月19日	I－7 請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総務部 市政なんでも相談課 電話番号 0835-25-2209	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総務部 市政なんでも相談課 電話番号 0835-25-2194	事後	電話番号変更
令和1年6月28日	I－7 請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総務部 市政なんでも相談課 電話番号 0835-25-2194	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 市政相談課 電話番号 0835-25-2194	事後	所属部・課名の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和1年6月28日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策		Ⅳ リスク対策の追加記載	事後	様式の変更によるもの
令和2年1月28日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) (略) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) (略)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) (略) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (略)	事後	番号整備法(平成25年法律第28号)施行に伴う変更
令和2年1月28日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法 ・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85-2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3	1. 番号法 ・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85-2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3	事後	法別表第2の改正による変更
令和2年1月28日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) (略) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) (略)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) (略) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (略)	事後	番号整備法(平成25年法律第28号)施行に伴う変更
令和2年1月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和1年11月1日時点	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和2年1月28日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和1年11月1日時点	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和2年1月28日	Ⅳ リスク対策 8. 監査 実施の有無	自己点検、内部監査	自己点検	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月5日	Iー1 ②事務の内容 下部のお書き	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）（以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。）第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）により機構に事務の一部を委任することが認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）により機構に事務の一部を委任することが認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	法令改正に伴う変更
令和3年3月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年11月1日時点	令和2年11月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和3年3月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年11月1日時点	令和2年11月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法 ・第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） :第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85－2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項） （別表第二における情報照会の根拠） :なし （住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない） 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号） ・第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） :第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85－2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項） （別表第二における情報照会の根拠） :なし （住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない）	事後	法令改正及び定期見直しに伴う修正
令和4年7月7日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	生活環境部 市民課	生活環境部市民課 総合政策部デジタル推進課	事後	所属部・課名の変更
令和4年7月7日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民課長	市民課長、デジタル推進課長	事後	所属部・課名の変更
令和4年7月7日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 市政相談課 電話番号 0835-25-2194	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総合政策部 広報広聴課 電話番号 0835-25-2194	事後	所属部・課名の変更
令和4年7月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年11月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年11月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月7日	Ⅳ リスク対策 8. 監査 実施の有無	自己点検	自己点検 内部監査	事後	定期見直しに係る修正
令和5年2月6日	Iー1 ②事務の概要	⑩個人番号カード等を用いた本人確認	⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ※申請・届出等は窓口、郵送及びマイナポータル・びったりサービス（サービス検索・電子申請機能）で受領する。	事前	引越しワンストップサービス開始に伴う変更
令和5年2月6日	Iー1 ③システムの名称	5. コンビニ交付システム	5. コンビニ交付システム 6. マイナポータル・びったりサービス（サービス検索・電子申請機能） 7. 申請管理システム	事前	引越しワンストップサービス開始に伴う変更
令和5年10月11日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和5年10月11日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和5年10月11日	Ⅳ リスク対策 8. 監査 実施の有無	自己点検 内部監査	自己点検	事後	定期見直しに係る修正
令和6年9月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。（略）	市町村は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。（略）	事後	軽微な修正
令和6年9月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	7. 申請管理システム（略）	7. 申請管理システム 8. 窓口支援システム（略）	事後	窓口支援システム導入に伴う修正
令和6年9月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	8. 窓口支援システム（略）	8. 窓口支援システム 9. 既存住基システム（ガバメントクラウド） 10. EUCシステム（略）	事前	ガバメントクラウド移行に伴う修正
令和6年9月6日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）	1. 番号法	事後	軽微な修正
令和6年9月6日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	2. 住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号）	2. 住基法	事後	軽微な修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85-2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令(以下「命令」という。)第2条の表 (命令第2条の表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) (命令第2条の表における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	事後	法令改正に伴う変更
令和6年9月6日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	生活環境部市民課 総合政策部デジタル推進課	生活環境部市民課	事後	所属部・課名の変更
令和6年9月6日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民課長、デジタル推進課長	市民課長	事後	所属部・課名の変更
令和6年9月6日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総合政策部 広報広聴課 電話番号 0835-25-2194	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 くらし安全課 電話番号 0835-25-2194	事後	所属部・課名の変更
令和6年9月6日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	軽微な修正
令和6年9月6日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	軽微な修正
令和7年8月29日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	1. 既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。) 2. 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. コンビニ交付システム 6. マイナポータル・びったりサービス(サービス検索・電子申請機能) 7. 申請管理システム 8. 窓口支援システム 9. 既存住基システム(ガバメントクラウド) 10. EUCシステム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。	1. 既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。) 2. 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. コンビニ交付システム 6. マイナポータル・びったりサービス(サービス検索・電子申請機能) 7. 申請管理システム 8. 窓口支援システム 9. 既存住基システム(基本セット内) 10. EUCシステム(基本セット内) 11. 団体内統合宛名システム(基本セット内) ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。	事後	ガバメントクラウド移行に伴うシステム名称の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月29日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業 判断の根拠	新規	<p>■経常作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。</p> <p>①本人確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出・申請等の窓口において、本人確認書類(身分証明書等)として写真付きの書類または複数点の書類の提示を求めている。 ・届出・申請内容と住民記録システムに入力された内容を複数人で確認し、対象者以外の情報の入手を防止している。 <p>②システム上の制御</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の記載等に係る住民基本台帳情報以外を登録できないようにシステム上で担保している。 ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力する場合、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止している。 <p>③アクセス制御</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施している。 ・認証後は利用機能の認可機能により、その職員がシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を施している。 <p>④監査証跡の記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡(アクセスログ)を記録し、操作者がどの個人に対して何の処理を行ったかを追跡可能にしている。 	事後	様式改正によるもの
令和7年8月29日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業 判断の根拠	新規	<p>■上述に加えて、移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。</p> <p>①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効し、必要最小限の権限及び数に制限している。 ・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの的に制御している。 ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行っている。 <p>②移行データ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態としている。 ・作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録している。 ・システム間でのデータ転送により移行作業を行う場合は、専用線による接続を行い、外部からの読み取りを防止している。 <p>③テストデータ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、必要最小限のテストデータのみを生成している。 <p>④相互牽制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施している。 	事後	様式改正によるもの
令和7年8月29日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	新規	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	様式改正によるもの
令和7年12月26日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和7年12月26日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和8年10月16日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	<p>1. 既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。)</p> <p>2. 住民基本台帳ネットワークシステム(※)</p> <p>3. 団体内統合宛名システム</p> <p>4. 中間サーバー</p> <p>5. コンビニ交付システム</p> <p>6. マイナポータル・びったりサービス(サービス検索・電子申請機能)</p> <p>7. 申請管理システム</p> <p>8. 窓口支援システム</p> <p>9. 既存住基システム(基本セット内)</p> <p>10. EUCシステム(基本セット内)</p> <p>11. 団体内統合宛名システム(基本セット内)</p> <p>※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSIにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。</p>	<p>1. 住民基本台帳ネットワークシステム(※)</p> <p>2. 中間サーバー</p> <p>3. コンビニ交付システム</p> <p>4. マイナポータル・びったりサービス(サービス検索・電子申請機能)</p> <p>5. 申請管理システム</p> <p>6. 窓口支援システム</p> <p>7. 既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。)(基本セット内)</p> <p>8. EUCシステム(基本セット内)</p> <p>9. 団体内統合宛名システム(基本セット内)</p> <p>※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSIにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。</p>	事後	ガバメントクラウドへの移行終了に伴う変更
令和8年10月16日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和7年10月1日時点	令和8年7月1日時点	事後	定期見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月16日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年10月1日時点	令和8年7月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和8年10月16日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業 判断の根拠	<p>■経常作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。</p> <p>①本人確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出・申請等の窓口において、本人確認書類(身分証明書等)として写真付きの書類または複数点の書類の提示を求めている。 ・届出・申請内容と住民記録システムに入力された内容を複数人で確認し、対象者以外の情報の入手を防止している。 <p>②システム上の制御</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の記載等に係る住民基本台帳情報以外を登録できないようにシステム上で担保している。 ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力する場合、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止している。 <p>③アクセス制御</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施している。 ・認証後は利用機能の認可機能により、その職員がシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を施している。 <p>④監査証跡の記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡(アクセスログ)を記録し、操作者がどの個人に対して何の処理を行ったかを追跡可能にしている。 <p>■上述に加えて、移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。(略)</p>	<p>①本人確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出・申請等の窓口において、本人確認書類(身分証明書等)として写真付きの書類または複数点の書類の提示を求めている。 ・届出・申請内容と住民記録システムに入力された内容を複数人で確認し、対象者以外の情報の入手を防止している。 <p>②システム上の制御</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の記載等に係る住民基本台帳情報以外を登録できないようにシステム上で担保している。 ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力する場合、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止している。 <p>③アクセス制御</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施している。 ・認証後は利用機能の認可機能により、その職員がシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を施している。 <p>④監査証跡の記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡(アクセスログ)を記録し、操作者がどの個人に対して何の処理を行ったかを追跡可能にしている。 <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事後	ガバメントクラウドへの移行終了に伴う変更
令和8年10月16日	IV リスク対策 9. 監査 実施の有無	[○]自己点検 []内部監査	[○]自己点検 [○]内部監査	事後	定期見直しに係る修正